

(公社) 大阪府栄養士会 登録栄養ケアチーム 登録受付開始

平成 30 年 4 月より (公社) 日本栄養士会の栄養ケア・ステーション認定制度の受付が始まりました。

栄養ケア・ステーションとは、栄養ケアを地域住民の日常生活の場で実施提供する仕組みとそのための拠点のことをいいます。

栄養ケア・ステーションには、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が公益目的事業として設置・運営する栄養ケア・ステーション、すなわち「栄養士会栄養ケア・ステーション (大阪府栄養士会栄養ケア・ステーションはこれに該当します)」と、日本栄養士会の栄養ケア・ステーション認定制度に則り、「栄養ケア・ステーション」の名称使用の許諾要件を満たしていると認定された、栄養士会以外の事業者の設置・運営にかかる栄養ケア・ステーションである「認定栄養ケア・ステーション」の 2 種類があります。

平成 30 年 4 月より始まったのは、後者の栄養士会以外の事業者の設置・運営にかかる栄養ケア・ステーションの認定制度であります。

すべての事業者が認定を受け、認定栄養ケア・ステーションになることが望まれるわけですが、認定には、多くの要件があり、その要件をクリアーするには、多くの準備が必要となります。このことから、本会では、「認定栄養ケア・ステーション」への第一歩として、すべての認定要件は満たしていないが、栄養ケアを業務としている事業者に、本会に登録していただき、それでもって府民のためのきめ細かな伸びやかな栄養ケアのネットワークを築き、栄養ケア・ステーションに繋げるためのものとして、「(公社) 大阪府栄養士会登録栄養ケアチーム」登録受付を始めました。

その運営規程は、次頁のとおりです。多くの事業者の登録申請を願っております。

希望者には、細則、申請書等をお渡ししますので、本会事務局までご連絡願います。

(公社) 大阪府栄養士会 登録栄養ケアチーム運営規程

(目的及び趣旨)

第1条 公益社団法人大阪府栄養士会（以下、本会という）は府民の公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。その一つに府民の健康の維持・増進、疾病又はその重症化の予防、傷病者の療養、高齢者・障害者等の介護又は虚弱化・要介護化の予防のために、食事療法・栄養療法の技術と支援的な指導法を用いて栄養の指導（食事管理・栄養管理）を実施することがある。その目的を遂行するための業務を行う本会会員の個人または団体（以下事業者とする）を本会に登録することでその活動を支援し、ひいては府民の栄養ケアに貢献することを目指す。

(事業者の要件)

第2条 次の要件を満たす事業者を、登録栄養ケアチームとし、その名称は「公益社団法人大阪府栄養士会登録栄養ケアチーム（愛称）」とする。

- (1) 前条の目的及び趣旨に賛同し、関連諸業務を適正に実施する意思とその能力があること
- (2) 本会会員のみで構成され、責任者および従事者は、本会の栄養ケア・ステーションの登録者又は登録予定者（登録者になる研修等を修了しているが未登録の者をいう）であること。
- (3) 前号の登録予定者には、別に定める本会が主催する研修会等を受講した者及び受講予定者を含むことができる。
- (4) 公益社団法人日本栄養士会栄養ケア・ステーションの認定をめざしていること

(登録の手続き等)

第3条 登録の申請は、所定事項を記載した申請書を本会に提出しなければならない。

- 2 登録の可否は、前条に基づき理事会が判定し、登録証を発行する。
- 3 登録証を受けた事業者は、年に1回報告書を本会に提出する。
- 4 申請書、登録証、報告書等の書式は別に定める。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録をうけた日から1年間とする。

(登録の取り消し)

第5条 理事会は、登録した栄養ケアチームが第2条および第3条に違反した場合は直ちに登録を取り消し、登録取り消し通知書をもって当該栄養ケアチームに通知する。

- 2 前項の通知を受けた栄養ケアチームは登録証を返却する。

(運営)

第6条 この規程の運営については、別に定める細則による

(改廃)

第7条 本規程は理事会の決議をもって改廃する

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。